

# 報告第24号 放棄した債権の報告について

## 放棄した債権の報告について

### 1 債権の名称

- (1) (平成4年8月25日付け契約) 宅地取得資金貸付金
- (2) (平成5年2月23日付け契約) 住宅新築資金貸付金

### 2 債務者

A

### 3 債権の件数及び額

- (1) 宅地取得資金貸付金1件  
未払いの元金利息金6,126,478円及びこれに係る違約金
- (2) 住宅新築資金貸付金1件  
未払いの元金利息金7,904,872円及びこれに係る違約金

### 4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第1号及び第2号該当

(理由)

債務者 A が借り入れた第1項の貸付金を原資として取得した土地及び新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立て、売却されたが、配当金額が債権額に満たなかった。

また、債務者 A は生活保護法の適用を受け、資力の回復が困難であること、連帯保証人2名について、第1項の債権に係る保証債務について調停(平成30年3月定例会議 議案第28号可決)が成立し、解決金が支払われたことで、同保証債務の支払い義務が免除されたため、連帯保証人2名に対して請求することができないことから、これ以上の債権回収が困難であるため。